

# NISAの

# 3つの いいさ！

# 2024年から NISAが大きく 変わります！

いいさ！  
1

## 配当金や売買益が**非課税**！

NISA口座を通じて上場株式や株式投資信託等に投資すると、本来は20.315%課税される配当及び売買益等が非課税でお得！

いいさ！  
2

## 制度が**恒久化**！

## 非課税保有期間が**無期限化**！

2024年から制度が恒久化・非課税保有期間が無期限化されます。国民一人ひとりが、**生涯にわたって安定的に資産形成しやすい制度**になりました！

いいさ！  
3

## 人生100年時代、自分自身のライフプランに 合わせた**資産形成が可能**！

2024年から始まった新しいNISAでは、今までの「つみたてNISA」を引き継ぐ「つみたて投資枠」と「一般NISA」を引き継ぐ「成長投資枠」の両方が利用できます！NISAの非課税保有限度額は再利用できるので、様々なライフステージに合わせて資産を積み立てたり取り崩したりしながら、資産形成ができます！

### つみたて投資枠

「つみたて投資枠」の対象商品は長期・積立・分散投資に適した株式投資信託に限定されているので、**初めての人でも投資を始めやすい**です！

### 成長投資枠

「成長投資枠」は、**一人ひとりの目的に合わせた自由な投資が可能**です。退職金等のまとまった資金を運用する等使い方は様々です。



# 新しいNISAで できること

	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	2024年1月～ 恒久化	
併用	併用可能	
年間投資枠	120万円	240万円
対象商品	現行のつみたてNISAと同じ	上場株式・投資信託等*
買付方法	積立	スポット・積立
非課税保有限度額	1,800万円	
	内枠で1,200万円	
非課税投資枠の管理	買付金額で管理／売却分の枠の再利用可能	
非課税保有期間	無期限化	

\*整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く。

## 新しいNISAの押さえておきたいポイント

- ① 口座開設期間が**恒久化**され、非課税保有期間が**無期限化**
- ② **年間投資枠が拡大**  
(「つみたて投資枠」は120万円、「成長投資枠」は240万円、2つの枠が**併用可能**となり  
合計最大360万円まで投資が可能です。)
- ③ **非課税保有限度額が全体で1,800万円**に(「成長投資枠」は内枠で最大1,200万円)
- ④ 非課税保有限度額は、**売却分の枠の再利用が可能**(ただし、年間投資上限額は変わりません。)
- ⑤ 2023年末までに現行のNISAで投資した分は**新しいNISA口座の外枠となり、ロールオーバーも不可**

### 「つみたて投資枠」のポイントとしくみ

#### 対象者

日本に住む満18歳以上  
(非課税口座開設年の1月1日現在)

#### 非課税投資枠

年間投資枠 120万円  
非課税保有限度額 1,800万円

非課税保有限度額は「成長投資枠」との合算になります。売却した分の枠の再利用が可能です。ただし、年間投資枠を超えて投資はできません。

#### 期間

口座開設期間が**恒久化**  
非課税保有期間は**無期限**

#### 投資対象商品

##### 対象商品は一定の条件を満たす投資信託

投資信託、ETFのうち、つみたてNISAの基準を満たす限られた商品が投資対象になります。いずれの商品も信託報酬が一定未満に抑えられ、信託期間が20年以上であるなど、長期の資産形成に適した商品です。

### 「成長投資枠」のポイントとしくみ

#### 対象者

日本に住む満18歳以上  
(非課税口座開設年の1月1日現在)

#### 非課税投資枠

年間投資枠 240万円  
非課税保有限度額 1,200万円

(「つみたて投資枠」との合算の非課税保有限度額1,800万円の**内枠**)  
「成長投資枠」のみの場合は1,200万円までです。売却した分の枠の再利用が可能です。ただし、年間投資枠を超えて投資はできません。

#### 期間

口座開設期間が**恒久化**  
非課税保有期間は**無期限**

#### 投資対象商品

##### 上場株式、投資信託等

整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除く。

## 〈NISA制度に関する留意事項〉

- ◆ NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年においてすべての金融機関を通じて1人1口座しか開設できません。また、金融機関変更をしようとする年分の非課税枠で、既に投資信託を購入されていた場合、その年、金融機関変更はできません。
- ◆ つみたて投資枠と成長投資枠の年間投資枠は、その年購入した分を同じ年に換金しても、その年、再利用することはできません。
- ◆ 税務上、NISA口座内での損失はなかったものとみなされ、他の口座の損益と損益の通算はできません。また、損失の繰越控除もできません。
- ◆ 投資信託の分配金のうち、元本払戻金(特別分配金)はそもそも非課税であるため、非課税制度のメリットを享受できません。
- ◆ 年間投資枠と非課税保有限度額が設定されており、これらの金額を超えて非課税投資をすることはできません。
- ◆ 基準経過日(NISA口座に初めてつみたて投資枠が設けられた日から10年経過した日および同日の翌日以降5年を経過した日ごとの日をいいます)におけるNISA口座開設者の氏名・住所について確認させていただきます。定められた確認期間内に確認ができない場合は、新たにNISA口座への投資信託の受け入れはできません。
- ◆ NISA口座開設者が出国により非居住者となられる場合には、出国前に当行に対して「出国届出書」の提出が必要です。

## 〈「つみたて投資枠」特有の留意事項〉

- ◆ 積立契約(累積投資契約)に基づき定期かつ継続的な方法で購入しなければなりません。
- ◆ 対象商品は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られます。
- ◆ 運用管理費用(信託報酬)等の概算値が原則として年1回通知されます。

## 〈「成長投資枠」特有の留意事項〉

- ◆ 対象商品は、NISA制度の目的(安定的な資産形成)に適したものに限られ、たとえば毎月分配型投資信託は成長投資枠の対象外の商品となっています。

## 〈投資信託に関するご注意事項〉

- ◆ 投資信託は預金商品ではなく、元本の保証はありません。
- ◆ 投資信託の基準価額は、組入れ有価証券等の値動きにより変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。外貨建て資産に投資するものは、この他に通貨の価格変動により基準価額が変動するため、お受取金額が投資元本を割り込むリスクがあります。これらのリスクはお客様ご自身がご負担することになります。
- ◆ 投資信託は預金保険の対象ではありません。
- ◆ 当行が取扱う投資信託は、投資者保護基金制度は適用されません。
- ◆ 当行は投資信託の販売会社です。投資信託の設定・運用は、運用会社が行います。
- ◆ 当行で取扱う投資信託ではお客様に以下の費用をご負担いただきます。
  - 申込手数料：申込代金に応じ基準価額に対して最大3.85%(税込)
  - 信託財産留保額：申込日または申込日の翌営業日の基準価額に対して最大年1.0%
  - 信託報酬
    - 〈設定時〉 2.20%(税込)以内
    - 〈運用期間中〉 ファンドの純資産総額に対して最大年2.42%(税込)
  - その他費用：監査費用・組入れ有価証券の売買委託手数料・外貨建資産の保管などに有する費用等(なお、これらの費用は運用に伴い生じる費用のため、あらかじめ定められた利率を表示することはできません。)
- ※詳しくは投資信託説明書(目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。
- ※お客様にご負担いただく費用等の合計額については、お申込代金や保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。
- ◆ 投資信託をご購入の際には、店頭にご用意している目論見書・目論見書補完書面等を必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。